

会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月二十九日

会計検査院長 森田 祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「の規定により日本銀行から送信された」を「に規定する」に改める。

第十九条の四第一項及び第三十七条中「の規定により日本銀行から送付された」を「に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）（抄）

下線部分が改正部分

改 正 案	現 行
<p>（歳入金月計突合表等の添付）</p> <p>第十四条 歳入徴収額計算書には、日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第七十九条に規定する歳入金月計突合表を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により添付し難いときは、その旨を計算書の備考欄に記入して、別に提出することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国税収納金整理資金受入金月計突合表等の添付）</p> <p>第十九条の四 国税収納金整理資金徴収額計算書には、日本銀行国庫金取扱規程第八十一条の二に規定する国税収納金整理資金受入金月計突合表を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により添付し難いときは、その旨を計算書の備考欄に記入して、別に提出することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（預託金月計突合表の添付）</p> <p>第三十七条 前渡資金出納計算書には、日本銀行国庫金取扱規程第八十二条に規定する預託金月計突合表（法令の規定に基づき日本銀行以外の銀行に預託したものがある場合は、その現在高を証明する書類）を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により添付し難いときは、その旨を計算書の備考欄に記入して、別に提出することができる。</p>	<p>（歳入金月計突合表等の添付）</p> <p>第十四条 歳入徴収額計算書には、日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）第七十九条の規定により日本銀行から送信された歳入金月計突合表を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により添付し難いときは、その旨を計算書の備考欄に記入して、別に提出することができる。</p> <p>2 （同左）</p> <p>（国税収納金整理資金受入金月計突合表等の添付）</p> <p>第十九条の四 国税収納金整理資金徴収額計算書には、日本銀行国庫金取扱規程第八十一条の二の規定により日本銀行から送付された国税収納金整理資金受入金月計突合表を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により添付し難いときは、その旨を計算書の備考欄に記入して、別に提出することができる。</p> <p>2 （同左）</p> <p>（預託金月計突合表の添付）</p> <p>第三十七条 前渡資金出納計算書には、日本銀行国庫金取扱規程第八十二条の規定により日本銀行から送付された預託金月計突合表（法令の規定に基づき日本銀行以外の銀行に預託したものがある場合は、その現在高を証明する書類）を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により添付し難いときは、その旨を計算書の備考欄に記入して、別に提出することができる。</p>